

## 川西市こども育成支援拠点運営業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

川西市こども育成支援拠点運営業務

### 2. 業務の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とします。

### 3. 委託業務内容

#### (1) 事業実施個所数及び場所

①市内で1拠点を運営する法人を公募することとし、効果的に事業が実施できる場所を事業者からの提案に基づき、市と協議のうえ決定します。

<参考>

事業実施場所について、適切な物件が見当たらない場合など、以下の物件の利用について調整させていただくことが可能です。ご希望がある場合は、こども若者相談センターに、令和8年5月20日（エントリーシート提出締め切り日）までにご相談ください。

・パーティ K2 北棟 2階

住所 川西市栄町1 1-3

面積 126.32 m<sup>2</sup>

#### (2) 施設・設備

①開所時間中に児童が集まることができる専用のスペース（2.47 m<sup>2</sup>×20人=49.4 m<sup>2</sup>程度の広さを確保すること）、その他支援の実施に必要な設備を設けること。

②静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室、便所等の設備を設けることが望ましい。特に浴室については、シャワー等簡易なものでも差し支えないので、可能な限り設置に努めること。

#### (3) 対象者

①本事業による支援が必要であると市長が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とします。

- 1) 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭の児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- 2) 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- 3) その他、事業の目的に鑑みて、市長が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

#### (4) 定員

- ① 1拠点当たりの定員は、1日当たり概ね20人とすること。

#### (5) 開所日数

- ① 1週間当たり3日以上4日以内開設すること。

#### (6) 開所時間

- ① 学校の休業日は、1日当たり8時間（原則として午前10時から午後6時）開設すること。
- ② 学校の休業日以外の日は、学校の授業の終了後から午後6時以降の間、開設すること。

#### (7) 支援内容

- ① 課題を抱える児童に居場所を提供するため、以下の支援を実施すること。なお、以下の支援については、全てを常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できる体制を整備すること。
  - 1) 安全・安心な居場所の提供
  - 2) 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
  - 3) 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
  - 4) 食事の提供
  - 5) 課外活動の提供
  - 6) 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
  - 7) 保護者への情報提供、相談支援
  - 8) 送迎支援

#### (8) 支援計画

- ① 個々の利用者への支援内容を中心に記載した個別支援計画を作成し、計画に基づいて支援を行うこと。支援計画については、児童及び保護者の意向等を丁寧に確認し、市と協議のうえ事業者が作成すること。

②支援計画については以下の事項を記載すること。

- 1)氏名等、児童や保護者などの基礎情報
- 2)児童や保護者の意向
- 3)解決すべき課題
- 4)支援の内容
- 5)支援計画見直しの時期
- 6)その他

#### (9) 支援状況の報告

##### ①定期報告（実績報告）

事業者は、月1回程度、利用者の利用状況や様子、支援内容等を市に報告すること。

##### ②随時報告

事業者は、養育環境の悪化などにより他の支援の必要性が認められる場合や児童の心身に重大な影響を及ぼす事案を発見した際などには、市に随時の報告を行うこと。

適切な措置をとるために必要がある場合は、学校への報告並びに児童相談所や警察への連携を検討すること。

## 4. 職員

### (1) 職員配置等

①支援の実施に当たり、以下(2)①管理者及び②支援員を配置すること。

②配置する職員の内、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は心理療法担当職員（こども家庭庁が定める「児童育成支援拠点事業実施要綱」の要件を満たす者）を必ず置くこと。

③管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

④人員配置に当たっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。ここでいう「職員」とは、事業所内で直接利用児童の処遇に当たっている者をいうこと。

⑤職員による児童虐待や児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、子どもの人権を守る組織体制の構築を図ること。

### (2) 職務内容及び要件

#### ①管理者

##### 1)職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市の事業担当部署やこども家庭センタ

一・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行います。

## 2)要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

## ②支援員

### 1)職務内容

児童や保護者への支援等を行います。

## 2)要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

## 5. 事業計画及び実績報告

### (1) 年間事業計画

開所予定、支援概要、職員の配置計画、重点的に取り組む事項、その他特記事項など記載した計画書を作成し、前年度末までに市に提出すること。

### (2) 毎月の定期報告（実績報告）

開所状況、利用状況、支援内容、職員の配置状況、その他特記事項などを記載した報告書を当該月の翌月末までに市に提出すること。

### (3) 年間実績報告

開所状況、利用状況、自己評価、課題、職員研修の状況、その他特記事項などを記載した報告書を翌年度の5月末までに市に提出すること。

## 6. その他

### (1) 個人情報の取扱

①業務を実施する際に個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及びその他法令を遵守すること。

②事業者は、この事業を実施することにより知り得た利用者等の情報を第三者に漏らし、これを本業務以外に使用してはなりません。委託期間終了後においても同様とします。

### (2) 費用徴収の禁止

①事業者は、本事業にかかる費用を、事前に市が承認した場合を除いて、事業を利用する世帯から徴収してはなりません。

### (3) 保険の加入

①本事業の実施にあたっては、賠償責任保険等に加入すること。

#### (4) 関係機関等との連携

- ①事業の実施にあたっては、保護者や学校、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービスなどの関係機関や事業所などと緊密な連携を図って実施すること。

#### (5) 法令等の遵守

- ①本事業の実施にあたっては、児童福祉法等の関係法令を遵守すること。
- ②本仕様書等に特段の定めがある場合を除き、こども家庭庁が定める「児童育成支援拠点事業実施要綱」や「児童育成支援拠点事業ガイドライン」に則り事業を実施すること。

#### (6) 契約終了時の業務の引き継ぎ

- ①事業者は契約終了時（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）に本業務を他の者に引き継ぐ必要がある場合は、契約期間中に引継期間を設け、次期事業者が円滑に業務を行えるよう十分な引継を行うこと。その際、市及び次期事業者から資料等の請求があれば、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めた場合を除き、全て応じるものとします。また、契約終了時に事業者が業務上必要な事務等で完了していないものがある場合は、事務の種類やその状態を明確にし、次期事業者が速やかに業務を遂行できるようにすること。

#### (7) 職員研修

- ①職員の配置に当たっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努めること。あわせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

#### (8) 事業の再委託の制限

- ①本事業の全部を第三者に委託することはできません。一部を委託することについては、あらかじめ本市の承認を得ること。

#### (9) 食事の提供

- ①開所日は原則として食事の提供を行うこと。
- ②食事の提供に際しては、保健所（伊丹健康福祉事務所）に相談し、その指導助言に従うなど、衛生管理やアレルギー対応に十分に留意すること。

#### (10) その他（付加事業）

- ①本事業と一体的に実施することで本市児童の福祉の向上が望める付加事業があれば提案してください。なお、付加事業は、原則として社会福祉事業またはそれに類する事業に限

ります。営利を目的とした事業は対象外とします。

②提案にあたっては、当該事業の内容や収支についての資料を添付すること。なお、事業開始にあたって、施設整備などの初期費用に関する市からの財政的な支援は行いません。

③審査の結果、提案事業の実施を認めないことがあります。

#### (11) 市との連携等

①本事業の実施にあたっては市と緊密な連携を図り実施するものとし、市が行う指導や指示を遵守すること。

②事業の開始にあたっては、市に所要事項を届け出ること。

③本仕様書に定めのない事項については、市と協議のうえ実施すること。

#### **\* お問い合わせ・応募先**

川西市 こども未来部 こども若者相談センター

〒 666-0017 川西市火打1丁目12-16 キセラ川西プラザ2F

電話 072-740-1152

E-mail [kawa0030@city.kawanishi.lg.jp](mailto:kawa0030@city.kawanishi.lg.jp)

担当者 山元・薄波